

北海道地方最低賃金審議会（第51期）
北海道最低賃金専門部会委員名簿

資料No.1

令和8年7月27日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	亀 ^{かめ} 野 ^の 淳 ^{じゅん}	北海道大学教育イノベーション機構 教授
	國 ^{くに} 武 ^{たけ} 英 ^{ひで} 生 ^お	小樽商科大学 教授
	八 ^や 重 ^え 崎 ^{ざき} 聖 ^{せい} 子 ^こ	特定社会保険労務士
労働者代表委員	金 ^{かね} 子 ^こ ユ リ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	藤 ^{ふじ} 田 ^た 鉄 ^{てつ} 平 ^{へい}	U A ゼンセン北海道支部 主任
	山 ^{やま} 田 ^だ 新 ^{しん} 吾 ^ご	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	池 ^{いけ} 田 ^だ 幸 ^{こう} 司 ^じ	北海道経済連合会 労働政策局長
	片 ^{かた} 岡 ^{おか} 直 ^{なお} 之 ^{ゆき}	北海道商工会議所連合会 理事・事務局長
	馬 ^ま 込 ^{ごめ} 毅 ^{つよし}	北海道中小企業団体中央会 事務局長

(注) 公・労・使委員は五十音順

北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する北海道最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

参考人意見聴取事項

直近の所属団体又は会社

氏 名

- 1 あなたの（直近の）団体又は会社をとりまく景況と今後の見通しについて、どのようにお考えですか。

職種が介護系なので現状より悪くなる事は考えにくいのので、環境面や待遇面で良くなっていけばと思います。

- 2 あなたの（直近の）団体又は会社では、賃上げを実施されましたか。実施された場合、その上昇率は前年度と比べてどうですか。賃上げの主な理由について、どのようにお考えですか。

また、反対に賃上げがない、又は引き下げされたケースの場合、それはどのような理由によるものとお考えですか。

2026年6月の介護報酬の臨時改定により上がりました。
約3%~4%上がった形にはなりました。

- 3 あなたの（直近の）団体又は会社における正職員と臨時職員（アルバイト、パート）の比率は、どのような状況ですか。

大体、臨時職員が7で正職員が1の割合です。

- 4 あなたの（直近の）団体又は会社において、時間給の対象となっている労働者は、全体の何パーセント位ですか。また、男女の比率はどのような状況ですか。

時間給が約7割、その中で男性1に対して女性が4くらいです。

- 5 あなたの（直近の）団体又は会社では、時間給の額の決め方は何を基本に決めていますか。

自分の給料形態が夜勤専従かつ、日給制なので存じ上げません。

- 6 北海道地域最低賃金について

- ① 現在の最低賃金額については、どのようにお考えですか。

全ての職種が低いとまではなはないが、職種によっては低すぎる職種があるように感じています。

- ② 最低賃金額の今後の改定については、どのようにお考えですか。

昨今の物価上昇などで値上げしたのに関わらず、上がった実感が無いです。なので基準値が上がる事には賛成の意見です。

- 7 その他、最低賃金に関する御意見がありますか。

医療・介護・福祉に関しては、もっと待遇が良くなってもいいんじゃないかとは思っています。

令和8年7月18日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

事業場名 芙蓉株式会社

(所属団体) (一社) 北海道ビルメンテナンス協会

事業場名 株式会社キタデン

(所属団体) (一社) 北海道警備業協会

職氏名 代表取締役 伏木 進

北海道最低賃金改正決定に係る意見



夏の候、貴職におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、ビルメンテナンス業と警備業の事業場を経営しており、北海道最低賃金の改正決定に係る意見を下記のとおりに提出いたします。

1 当社（団体）の属する業界や地域の景況と今後の見通しについて

人手不足が深刻化しており、道央圏を中心に新規の見積依頼は増加傾向にあるものの、人材採用・定着に苦戦しており、成長にブレーキがかかっている状況にあります。人材獲得競争が業種の垣根を超えて激しくなっているため、賃上げは必須の状況ですが、既存契約案件では発注者の経営状況や予算にされるケースも多く、価格転嫁できる案件と価格転嫁できない案件が混在しています。価格転嫁できない案件は賃上げから赤字に転落する案件も少なからずあり、事業の採算面からは賃上げを抑制せざるを得ない一面もあるが、人手不足が続けば業務を継続することができなくなるため、労働市場の影響から賃上げせざるを得ない状況にあります。

一方で人口減少が続く胆振管内では閉鎖される施設も少なからずあり、かつ発注者側に賃上げできる原資がないケースも多く、清掃員のほとんどを最低賃金で雇用している現状にあります。毎年の最低賃金の上昇分の価格転嫁ができないと中間管理職以上の賃上げ幅が抑制されるため、中間管理職以上の業界離れが深刻化しつつあります。

今後も人手不足感は更に深刻になることが予想され、価格転嫁がより一層厳しくなることが懸念されます。

2 当社（団体）の属する業界における賃上げの状況について

毎年4月に賃上げを実施しているが、近年は10月にも賃上げを実施しています。札幌圏では正社員について、昨年の最低賃金改定時(10月)に1.7%、今年4月の

定期昇給時に4.1%の賃上げを実施しました。

時間給については去年の最低賃金改定時(10月)に清掃員の最低時給(1,080円→1,100円)に、警備員の最低時給(1,100円→1,125円)に増額し、今年4月の定期昇給時に清掃員の最低時給(1,100円→1,125円)に、警備員の最低時給(1,125円→1,150円)に増額した。今年10月にも最低賃金の上昇額を参考にしながら賃上げを実施する予定です。賃上げの理由は離職防止と人材確保対策のためです。

地方圏(胆振管内)では正社員について、去年の最低賃金改定時(10月)に最低賃金を下回る社員6名のみ3.2%(全社員平均1.5%)、今年4月の定期昇給時に3.2%の賃上げを実施しました。時間給については去年の最低賃金改定時(10月)に清掃員の時給(1,010円→1,075円)を改定し、今年4月には賃上げを実施していません。

なお、全員が最低賃金での雇用です。今後、最低賃金の改定時に最低賃金に抵触する部分について賃上げを実施する予定です。時間給が最低賃金となっている背景には価格転嫁難に尽きます。

地方自治体、病院・商業施設や高齢者施設も経営が逼迫しており、毎年、最低賃金上昇分の価格改定を勝ち取ることは至難の業であります。

一方で社員については離職防止対策として4月に賃上げを実施しています。

3 当社(団体)の属する業界における、ここ数年の正職員と臨時職員(アルバイト、パート)の比率について

設備管理を主体とする会社は、設備管理員の正社員が多いこともあり、正社員44%・嘱託社員(正社員で定年退職した継続雇用社員)10%・契約社員31%・パート社員15%の比率であり、清掃を主体とする会社は、正社員10%・パート社員90%となっています。

業界的には清掃主体の会社が圧倒的に多い。警備業界も2号警備会社(交通誘導や雑踏警備を中心業務とする会社)では臨時雇用の比率が高いものの、人材確保のために正社員化を図る会社が増加している傾向にあります。

4 当社(団体)の属する業界における時間給の対象となっている労働者の比率(男女比)について

設備管理を主体とする会社は、時間給の対象となっている労働者が40%、そのうちの男女比は男性70%・女性30%である。男性職員のうち、時間給の対象となっている労働者は33%、女性職員のうち、時間給の対象となっている労働者は73%です。

清掃を主体とする会社は、時間給となっている労働者が89%、そのうちの男女比は男性5%・女性95%である。男性職員のうち、時間給の対象となっている労働者は32%、女性職員のうち、時間給の対象となっている労働者は98%です。

5 当社(団体)の属する業界における時間給の額の決め方について

札幌圏では同一職種の募集時給、北海道労働局公表の職種別求人賃金や求職希望賃金を参考に現場特殊性を加味して決定している。地方圏では同一職種の募集

時給を参考とするものの、北海道の最低賃金を時間給としています。

6 北海道地域最低賃金について

① 最低賃金額の改定について

北海道においても地域での賃金格差が広がっているが、統制賃金である最低賃金は人口減少が続く、厳しい経済環境にある地方圏の状況にも十分に配慮した最低賃金であるべきかと思われます。

昨今の物価高騰により、労働者の生活は厳しい状況になっていることから、最低賃金の増額は必要不可欠との認識でおりますが、前年並みの増加率が継続した場合、企業経営に多大なる影響があると言わざるを得ません。

ナフサショックや円安による輸入品価格の高騰の影響を受ける発注者、財政難にある地方自治体の状況もあり、価格転嫁は従来より抑制傾向となるものと予想しています。

前々年度は最低賃金が960円から1,010円へと50円(5.21%)の増加、前年度は最低賃金が1,010円から1,075円へと65円(6.44%)の増加していますが、前々年度並みの増加額(50円)が限界値ではないかと推察されます。

② 最低賃金が引き上げられた場合、地域業界に与える影響について

最低賃金の上昇により、労務費が原価の8割を占める我が業界に与える影響は大きいものがあります。扶養範囲内での就労を希望するパート労働者は労働時間を減らす傾向になり、人員不足がさらに深刻化する。また社会保険の適用拡大による法定福利費の増加も労務原価の増加に繋がります。

一方で経常赤字が続く病院や財政難に悩む地方自治体から、価格転嫁を恒常的に勝ち得ていくのは至難の業です。

パート労働者の給与は最低賃金の増額に伴って増額改定することになるが、価格転嫁できないと、そのしわ寄せは最低賃金以上で働いている中間管理職の賃上げ幅の抑制に繋がりがかねない。賃上げ幅を抑制すると中間管理職以上の業界離れが進み、業界や企業規模間格差は広がる一方です。

多額の設備投資が不要なサービス業である我が業界も赤字に転落する企業が増加し、淘汰が進むものと推察されます。

7 発効日について

最低賃金の発効日は都道府県でバラつきがあり、前年度では栃木県の10月1日から秋田県の翌年3月31日まで半年もの開きがあります。

我が業界の官公庁の多くは4月1日を契約の始期としており、最低賃金改定の影響を半年受ける都道府県と受けない都道府県では公平性に欠けるとと思われます。

発効日の全国的な統一を行うとともに、最低賃金の改定による経営への影響が生じない官公庁発注を推進していただきたい。

以上

北海島地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

2026年度最低賃金額改定の審議に向けた意見書

2026年7月21日

北海道労働組合総連合(道労連)

議長 三上 友衛

北海道札幌市東区北9条東1丁目2-22

電話:011-777-1060

メール:info@dororen.gr.jp

はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、道労連は、北海道地方最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、北海道の経済活性化のため、第一に、最低賃金の地域間格差(額)を解消し、全都道府県で人間らしく暮らせる最低生計費(1,700円以上)に引き上げる答申・付言をすること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所が賃上げを行うための直接的な助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求めます。

今、「賃金が上がらない国」日本が可視化され、労働組合はもちろん、政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。一方、中東情勢の緊迫化やそれに伴う経済への影響による経営悪化を理由に、賃金引き上げを抑制する動きや、雇用調整の拡大が起きています。

しかし、リーマン・ショックなど過去の経済危機に際して行われた雇用破壊や賃金抑制による「労働者しわ寄せ型」の対応は、日本経済の停滞を長期化させるだけで、その誤りを繰り返してはなりません。日本の実質賃金は2025年で前年比0.5%減、4年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前政権が掲げていた「2020年代に全国平均1,500円」という目標は、高市政権のもとで事実上投げ捨てられ、到達時期も道筋も示されないまま後退しています。

最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた30年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない政治課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わなければなりません。

今必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDPの6割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消が求められています。

そのためには、働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に基づく最低賃金の審議を行うことです。それこそが、生存権を保障し、国民経済の健全な発展を支えることを目的とする最低賃金法の本来の役割であると考えます。



1.物価高騰下でも、どの地方でも、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する答申を出してください

2025 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,121 円(前年比 66 円・6.3%増)、北海道は 1,075 円(65 円・6.44%)と過去最高の引き上げ額となりました。中央最低賃金審議会答申が地域間格差を縮める目安を出し、その目安を 39 道府県が上回り、北海道でも2円上積みとなりました。引き上げの根拠として地域間格差による「労働力人口流出」や「地域間格差是正」を挙げていることが特徴であり、地域間格差の解消をめざす流れが強まりました。

過去最高の引き上げは、あまりにも低い最低賃金の改善を求める労働者の声と運動によって導き出されたものです。しかし、これでも不十分です。最低賃金近傍の労働者の生活改善が実感できる水準とはなっていません。私たちの求める「いますぐ 1,700 円以上」にも、政府の「2020 年代に 1,500 円」の水準(年+7.5%)にも届いていません。改定後も最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「節約のために朝食を抜いている」「病院に行けない。栄養はサプリで我慢している」「携帯電話は夫婦で1台にした」など、深刻な実態が寄せられています。

道労連をはじめ全労連加盟の地方組織は、全国 29 地方で5万人超の協力を得て“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 27 万円(税込み)・時間額 1700 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示され、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では 1,800 円、1,900 円の結果が出ており、1,500 円でもすでに生活できない状況が示されています。(資料参照)

また海外では、物価上昇や一般労働者の平均賃金の中央値を指標に最低賃金の大幅引き上げが行われており、オーストラリア 2,887 円、イギリス 2,656 円、アメリカ・ワシントン州では 2,655 円となっています。日本の最低賃金(平均)は主要先進国の中でも低水準で、韓国を下回っています。実質的最低賃金である高知県・宮崎県・沖縄県の 1023 円では、月 150 時間労働でも月 15.3 万円、年収 184.1 万円にしかありません。173.8 時間換算でも月 17.8 万円、年収 213.4 万円であり、税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは到底困難です。改めて、働くことで人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、それにふさわしい最賃額とするため、これまでの延長線上ではない審議を求めます。

2.全国一律制度実現めざし、地域間の格差(額)解消のメッセージとなる答申を出してください

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。最低賃金の地域間格差は賃金格差となり、診療報酬や介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉労働者の所定内賃金は地域別最低賃金と連動しています。さらに、公務員賃金、生活保護、年金、保険料など様々な制度格差にもつながっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、地域経済の疲弊を招いています。地方から大都市への人口移動は地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。人口格差是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差是正が必要です。そのうえで地域特性を生かした施策が可能になります。いくつかの自治体首長も、人口流出や地域経済の疲弊を放置で

きないとして、地方最低賃金審議会に対し格差是正と最低賃金引き上げを求める行動を行っており、地方政治の重要な焦点となっています。

2025 年の改定では、最高額の東京都が 1,226 円、最低額は 1,023 円と、依然として 203 円(16.6%)もの格差があり、北海道と東京では 151 円の格差があります。前述したように最新の「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も 25 歳単身で月額 27～28 万円(税込)、時間額 1,800 円以上(月 150 時間)必要との結果が示されています。

去年は 39 道府県で目安を上回る引き上げとなりましたが、現行のランク制による地域別最低賃金制度では、最低賃金の低い地域ほど根拠が乏しい「支払い能力」や経済状況が勘案され、低いまま決定される構造的問題があります。目安額の上乗せは、近隣県との格差是正だけでなく、深刻な人手不足や若者の人口流出に歯止めをかけ、地域経済を維持したいという切実な危機感の表れです。また、「地域間格差拡大の抑制」という考え方は、最低賃金が高い地域の引き上げを抑制する要因になっています。地域別のままで格差をなくすことは基本的に不可能と考えます。全国一律制度への法改正が必要であり、大幅引き上げが議論されている今こそ好機です。

去年、中央最低賃金審議会は A・B ランク 63 円、C ランク 64 円と、1 円差ながら地方を意識した目安を示しました。この答申に対し、39 の地方最低賃金審議会が上乗せ答申を行ったことは、低いランクに位置づけられてきた地方の“下剋上”と言えます。こうした地方審議会の意思を重く受け止め、「A ランクより B ランク、B ランクより C ランクの方が高い目安額」など、地域間格差解消に向けた計画的な改定を行うよう中央審議会に対して上申するよう要請します。同時に、北海道地方最低賃金審議会として国に対し、「最低賃金法を全国一律制に改正する」よう進言する答申を行うことを求めます。

3.「発効日の先送り・分散化」は直ちに是正し、法定発効を貫徹してください

2025 年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」(最低賃金法第 14 条 2 項)が原則ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県(去年 46 都道府県)にとどまり、11 月発効 13 府県(去年 1 県)、12 月 8 県、翌年 1 月 4 県、翌年 3 月 2 県となっています。

発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いました。全地域で発効後は地域間格差が 212 円から 203 円へ 9 円縮小しましたが、発効時期の違いによって最大 275 円まで拡大する期間が生じました。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。

最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものであり、直ちに法に基づいた是正が必要です。

また、先送り理由は使用者側の「準備期間」とされるのみで、合理的根拠は十分に示されていません。答申によっては理由の記載自体がないものも見られます。

こうした発効日先送りの動きは、経団連「経営労働政策特別委員会報告」が 2019 年度版以

降、最低賃金改定の発効時期の後ろ倒しを主張してきたこととも軌を一にするものです。「最低賃金分の賃上げで合理化する」との考え方は、結果として春闘による賃上げ機能を弱め、賃金抑制につながる懸念があります。

発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。また、発効時期のばらつきは、中央最低賃金審議会が示す目安の実効性を弱めることにもつながります。最低賃金制度は、全国一斉に引き上げることで賃金相場を形成し、それが適正な価格形成にもつながることで機能する制度です。北海道地方最低賃金審議会として、発効日の先送りなどは行わず、法定発効を貫徹することを強く求めます。

4. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府や道に求めてください

政府は昨年、「2020年代に全国加重平均 1,500 円」を目標に掲げ、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案を示しました。最低賃金引き上げを軸に政策を強化し、中小企業支援を進める方向性そのものは重要な転換です。

しかし、歴史的な物価高騰のもとで、時給 1,500 円でも十分な生活保障水準とは言えず、実現までに長期間を要しては、労働者の生活の安定ははかれません。さらに目標が全国一律ではなく「全国加重平均」では不十分です。最低賃金は、働くすべての人に人間らしい生活を保障するための制度であり、国がその責任を果たすことが求められます。

日本では企業の 99.7%が中小企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」とであるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

現在の施策パッケージ案は、生産性向上や効率化支援が中心となっています。その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

また、各地での運動の広がりや、目安額を上回る引き上げに対応した自治体独自の補助制度を実現する成果にもつながっています。こうした経験も踏まえ、国による支援策の抜本的拡充が必要です。

あわせて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約における最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進める必要があります。

最低賃金は、生存権を保障するための最低基準です。物価上昇を上回り、生活改善を実感できる水準への大幅引き上げとともに、地域間格差の解消につながる全国一律最低賃金制度の実現が必要です。どこで働いても人間らしい生活ができる水準の最賃額を示すとともに、その実現を支える中小企業支援策の抜本的強化を国や道に求める提言を行うよう要望します。

5. 生存権を保障する「最低生計費」を土台にした審議を行ってください

道労連は7月13日に「北海道最低生計費試算調査アップデートの結果(若年単身世帯)」を公表しました。この調査は、2016年に北海道で若者がふつうの一人暮らしをするためにはどのくら

い費用がかかるのかを明らかにするため、北海道初となる「最低生計費試算調査」として実施したものです。札幌市白石区在住の 25 歳の若者の最低生計費は、男性＝月額 22 万 4,983 円、女性＝月額 22 万 3,282 円(ともに税・社会保険料込み)であることを同年 6 月に公表しました。

調査手法は、主に道労連に加盟する各単産・ユニオンの労働者などを対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」と、持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査してあるべき生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げていく「マーケット・バスケット方式」を採用し、科学的に最低生計費を算定したものです。

2022 年に始まった物価高騰は国民生活に深刻な影響を及ぼすようになり、試算の見直しが迫られました。2024 年に主に CPI(消費者物価指数)の変動率を加味して試算結果のアップデートを行ったところですが、その後も物価高騰が進行し、さらにアップデートが必要となりました。

今回 2026 年 5 月時点での再試算を行ったところ、北海道で若者がふつうに一人暮らしするために必要な費用は、男性＝月額 28 万 1,785 円、女性＝同 27 万 3,089 円です。これを 2016 年の試算結果(税等抜きの最低生計費)と比較すると 21.8%上昇(男女平均)しており、2 年前のアップデート結果と同様に比較すると、8.5%上昇しています。この間に賃金がこれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きは苦しくなったことを意味します。なお、実質賃金は 4 年連続でマイナスが続いています。

昨年 10 月の最低賃金の改定により、北海道における最低賃金額は 65 円(6.4%)引き上げられて 1,075 円となりました。今回のアップデート結果からみると、現在の最低賃金は低水準であると言わざるを得ません。人間らしい労働時間を加味すれば、最低賃金は男性で 1,879 円、女性で 1,821 円が必要です。審議会で用いられる法定最長の労働時間(月 173.8 時間労働)で換算したとしても時給約 1,600 円が必要です。先進諸国の最賃水準と比較して決して高い金額ではありません。人事院や人事委員会が用いている「標準生計費」は、年度によって乱高下しておりその調査手法・内容などには疑義が生じています。

改定審議にあたり、「生計費」を考慮する重要な指標として反映するよう別紙の道労連「最低生計費試算調査」(2026 年 5 月改定版)について意見陳述等の実施を求めます。

【最低生計費試算調査 2026 年 5 月改定版】

<https://www.dororen.gr.jp/post/saiteiseikeihi2026>

以上

北海道最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2026 年改訂版

2026 年 7 月 13 日

北海道労働組合総連合（道労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

北海道労働組合総連合（道労連）では、2016 年に最低生計費試算調査を実施し、北海道札幌市に在住の 25 歳の一人暮らしの若者がふつうに暮らすためには、男性で月額 224,983 円、女性で同 223,282 円が必要であるという結果が得られた（表 1）。

表 1 北海道札幌市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2016 年）

都道府県名		北海道	
自治体名		札幌市	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消 費 支 出		163,805	162,204
	食 費	39,991	32,310
	住 居 費	32,000	32,000
	水道・光熱	10,206	9,933
	家具・家事用品	4,071	4,398
	被服・履物	5,828	4,431
	保健医療	4,558	3,274
	交通・通信	16,660	17,438
	教養・娯楽	30,068	30,068
	そ の 他	20,423	28,352
非消費支出		44,878	44,878
予 備 費		16,300	16,200
月額	税抜	180,105	178,404
	税込	224,983	223,282
同年額（税込）		2,699,796	2,679,384
必要最低賃金額 A（173.8 時間換算）		1,294	1,285
必要最低賃金額 B（150 時間換算）		1,500	1,489

（注 1）大卒後勤続 3 年目・賃貸ワンルームマンション・アパート（25 ㎡）に居住という条件で試算。

（注 2）その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費（1 ヶ月 6,000 円）を含む。

（注 3）非消費支出＝所得税＋住民税＋社会保険料

その後、消費税の 10%への増税や 2022 年から始まる物価高騰などを反映させた生計費試算の改定が必要となり、本格的なアップデートが 2024 年に行われた（表 2）。

表 2 北海道札幌市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024 年版改定）

都道府県名		北海道	
自治体名		札幌市	
性別		男性	女性
最賃ランク		B	
消費支出		185,798	180,250
	食費	45,978	37,572
	住居費	39,000	39,000
	水道・光熱	12,505	12,171
	家具・家事用品	4,905	5,299
	被服・履物	6,922	5,247
	保健医療	4,701	3,377
	交通・通信	14,459	14,971
	教養・娯楽	35,654	35,654
	その他	21,674	26,959
非消費支出		58,009	58,009
予備費		18,500	18,000
月額	税抜	204,298	198,250
	税込	262,307	256,259
年額（税込）		3,147,684	3,075,108
必要最低賃金額 A（173.8 時間換算）		1,509	1,474
必要最低賃金額 B（150 時間換算）		1,749	1,708

（注）表 1 と同じ

ところが、その後も物価高騰に歯止めはかからず、むしろ中東情勢の不安定化により、さらに物価高が家計を圧迫する状況が続いている。その結果、わずか 2 年間で試算内容を見直さなければならなかった。以下、今回の改定内容について解説する。

1. 消費支出の物価変動について

・2016 年から 2026 年 5 月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」（CPI）を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品。

2. 食費について

・2025 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「**2025 年家計調査年報**」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100 k カロリー当たりの価格で算出）。なお、札幌市における 2026 年 5 月時点での食費の物価上昇率は、2025 年に比べ 3.28% 増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『**食品成分表 2025 資料編**』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した（25 歳男性 1 日当たり 2650 k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 1950 k カロリー）。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量 = g）」（香川明夫：女子栄養大学教授監修）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。

・2016 年から 2026 年にかけての「食費」の CPI の変動率は約 40 ポイント増大していることをふまえて、コンビニ等でパンやおにぎりの購入金額を 700 円に、仕事のあとに同僚や友人との飲み会の費用を 4,000 円に、それぞれ増額させた。

3. 家賃について

・2026 年版改定のために家賃相場の再調査を実施した（2026 年 5 月時点）。具体的には、単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション（ワンルーム or 1 K、2 階以上、エアコン付き）について、住宅情報サイトにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

札幌市白石区（居住地は前回と同じ）

条件に該当するのは 114 件。最低は 33,000 円、最高は 63,000 円。3～4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、43,000 円を住居費とした。また、共益費も 3,000 円に引き上げた。

4. クリーニング代

・男性については、背広 2 着・オーバーコート 2 着分の、女性については、ワンピース 2 着・オーバーコート 2 着分のクリーニング代を想定した（1 着 = 1,150 円）。

1 着 1,150 円 * 4 / 12 = 月額 383 円

5. NHK 受信料

NHK 受信料は、地上契約で 2 か月で 2,200 円となっている（月当たり 1,100 円）。

※その他、ライフスタイルについては前回の 2024 年版から変動はない。

6. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 7 年）の結果に基づいて、若者（25 歳、大卒、勤続 3 年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の 1% に相当）も改定。

(資料) 令和 7 年「賃金構造基本統計調査」、北海道、一般労働者

区分	企業規模計 (10 人以上) 産業計 男女計							
	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時間)	超過 実労働 時間数 (時間)	きまって 支給する 現金給与 額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	労働者数 (十人)
20 ～ 24	23.0	2.2	164	11	245.1	222.9	400.5	6 809
25 ～ 29	27.5	4.2	161	12	279.8	251.4	631.6	9 816

年収設定

北海道 24 万円×14 か月＝336 万円(うち 48 万円は一時金)

7. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024 年時点での非消費支出(所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険)の再計算を行った。

1) 所得税

4 月分の給与を 240,000 円とすると、国税庁『令和 6(2024)年分 源泉徴収税額表』より、**4,270 円**。これにボーナスに対する分(月額 1,633 円)を加算すると、**5,903 円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(道民税＝2%、市民税＝8%)

住民税が課税される所得金額は以下のよう求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝336 万円÷4×2.8－8 万円＝2,272,000 円

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝2,127,000 円－(501,048 円＋43 万円)＝1,340,952 円

市民税(税率 8%)は、

1,340,952 円×8%≒107,276 円

道民税(同 2%)は、

1,340,952 円×2%≒26,819 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、107,276 円－2,000 円≒105,200 円

道民税は、26,819 円－ 500 円＝26,300 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
道民税	1,000 円

* これらに加えて森林環境税（国税）1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額（年額）は、105,200 円＋26,300 円＋3,000 円＋1,000 円＋1,000 円＝136,500 円となり、1 か月当たりでは **11,375 円**となる。

3）社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ（北海道）保険料率 10.28%（うち労働者分＝5.14%）

→標準報酬月額 240,000 円では、12,336 円が本人負担分

* 2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 276 円徴収

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 240,000 円とすると、1,200 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円＋12,336 円＋276 円＋1,200 円＝**35,772 円**となり、×12 ヶ月分＝429,264 円となる。

これにボーナス分 71,784 円を加えると **501,048 円**となる（月あたり **41,754 円**）。

おわりに—総括

2026 年春闘は 3 年連続で 5%台の引き上げ率となった。いっぽう、実質賃金は 2022 年から 4 年連続でマイナスが続いており、今年はプラスに転じるのかまだ不透明である。春闘の引き上げほどには自分の賃金は上がっていないというのが、多くの労働者の実感ではなかろうか。

今回、2016 年に公表した最低生計費について 2024 年に引き続く再アップデートを行ったところ、25 歳の若者がふつうに暮らすために必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 21～22 万円、税・社会保険料を含めると月額 27～28 万円ほどに達することが明らかになった（表 3）。2026 年版の最低生計費（税・社会保険料抜き）を 2016 年版（表 1）と比較すると、21.8%上昇している（男女平均）。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際に、名目賃金はそれほどには上昇しておらず、実質賃金が 4 年連続でマイナスであることは冒頭で述べたとおりである。

昨年 10 月の最低賃金の改定により、北海道における最低賃金額は 65 円（6.4%）引き上げられて 1,075 円となったが、今回のアップデート結果からみると、現在の最低賃金は低水準であると言わざるを得ない。人間らしい労働時間を加味すれば、**最低賃金は男性で 1,879 円、女性で 1,821 円と、1,900 円が視野に入るような水準が必要**である。審議会で用いられる法定最長の労働時間（月 173.8 時間労働）で換算したとしても時給約 1,600 円が必要である。これらは先進諸国の最賃水準と比較して決して高い金額ではない。

最低賃金に関しては、石破政権時に「2020 年代のうちに全国平均 1,500 円の達成」が閣議決定されているが、現在、高市政権ではこの目標が見直されようとしている。今回のアップデート結果をふまえれば、この見直しは問題があると言わざるを得ない。

また、同様の最低生計費試算調査は全国 31 都道府県で実施されており、そこからは**生計費に地域差がほとんどみられない**ことも明らかになっている。これにもとづく現行の地域別最低賃金に妥当性はなく、最低賃金は**全国一律制**であるべきである。

国内総生産（GDP）の 5～6 割を占める個人消費を喚起すれば、さまざまな経済波及効果をもたらすことが期待できる。当然、そこには自治体の税収増も含まれる。地方経済を再生するためには、最低賃金の全国一律での大幅引き上げが必要である。北海道および政府には、すみやかに**実効性のある中小企業支援策の実施**を求めるところである。

表 3 北海道札幌市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2026 年版改定）

都道府県名		北海道	
自治体名		札幌市	
性別		男性	女性
最賃ランク		B	
消費支出		202,553	194,657
	食費	54,928	43,940
	住居費	43,000	43,000
	水道・光熱	14,874	14,476
	家具・家事用品	5,035	5,439
	被服・履物	7,049	5,346
	保健医療	4,830	3,470
	交通・通信	14,876	15,436
	教養・娯楽	35,375	35,375
	その他	22,586	28,176
非消費支出		59,032	59,032
予備費		20,200	19,400
月額	税抜	222,753	214,057
	税込	281,785	273,089
年額（税込）		3,381,418	3,277,073
必要最低賃金額 A（173.8 時間換算）		1,621	1,571
必要最低賃金額 B（150 時間換算）		1,879	1,821

(注)表 1 と同じ

	2026年		2024年4月		2016年		26年と24年の差額		26年と16年の差額	
	札幌市男性	札幌市女性	札幌市男性	札幌市女性	札幌市男性	札幌市女性	札幌市男性	札幌市女性	札幌市男性	札幌市女性
消費支出	202,553	194,658	185,798	180,249	165,030	162,204	16,755	14,408	37,523	32,454
食費	54,928	43,940	45,978	37,572	39,991	32,310	8,950	6,368	14,937	11,630
家での食事	31,360	26,133	27,598	22,926	22,848	18,867	3,762	3,207	8,512	7,266
外食・昼食	14,000	7,000	10,000	5,000	10,000	5,000	4,000	2,000	4,000	2,000
外食・会食	8,000	9,500	7,000	8,500	6,000	7,500	1,000	1,000	2,000	2,000
廃棄分	1,568	1,307	1,380	1,146	1,143	943	188	161	425	364
住居費	43,000	43,000	39,000	39,000	32,000	32,000	4,000	4,000	11,000	11,000
家賃	43,000	43,000	39,000	39,000	32,000	32,000	4,000	4,000	11,000	11,000
光熱・水道	14,874	14,476	12,505	12,171	10,206	9,933	2,369	2,305	4,668	4,543
家具・家事用品	5,035	5,439	4,905	5,299	4,071	4,398	129	140	964	1,041
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,958	1,958	1,907	1,907	1,583	1,583	50	50	375	375
室内装備品	293	293	286	286	237	237	8	8	56	56
寝具類	620	620	604	604	501	501	16	16	119	119
家事雑貨	1,103	1,357	1,075	1,322	892	1,097	28	35	211	260
家事用消耗品	1,061	1,212	1,034	1,181	858	980	27	31	203	232
被服・履物	7,049	5,346	6,922	5,247	5,828	4,431	127	99	1,221	915
被服・履物	6,666	4,963	6,555	4,880	5,468	4,071	111	83	1,198	892
洗濯代	383	383	367	367	360	360	16	16	23	23
保健医療費	4,830	3,470	4,701	3,377	4,558	3,274	129	93	272	196
保健医療費	4,830	3,470	4,701	3,377	4,558	3,274	129	93	272	196
交通・通信	14,876	15,436	14,459	14,971	16,660	17,438	417	465	-1,784	-2,002
交通費（通勤定期）	9,977	9,977	9,977	9,977	9,850	9,850	0	0	127	127
通信費	4,899	5,459	4,482	4,994	6,810	7,588	417	465	-1,911	-2,129
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	35,375	35,375	35,654	35,654	30,068	30,068	-279	-279	5,307	5,307
教養娯楽耐久財	5,327	5,327	5,481	5,481	4,958	4,958	-154	-154	369	369
教養娯楽用品	448	448	448	448	0	0	0	0	448	448
書籍	500	500	500	500	800	800	0	0	-300	-300
日帰り行楽	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	0	0	5,000	5,000
旅行	7,500	7,500	7,500	7,500	10,000	10,000	0	0	-2,500	-2,500
余暇費用	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	0	0	0	0
定額制コンテンツ	2,500	2,500	2,500	2,500	0	0	0	0	2,500	2,500
NHK受信料等	1,100	1,100	1,225	1,225	1,310	1,310	-125	-125	-210	-210
理美容費	4,908	10,193	4,621	9,609	4,453	9,267	287	584	455	926
理美容用品	2,619	5,574	2,581	5,493	2,553	5,434	38	81	66	140
理美容サービス	2,289	4,618	2,040	4,116	1,900	3,833	249	503	389	785
身の回り用品	862	1,168	837	1,134	629	852	25	34	233	316
その他	16,816	16,816	16,216	16,216	16,566	18,233	600	600	250	-1,417
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	0	0	0	0
冠婚葬祭費	1,583	1,583	1,583	1,583	3,333	5,000	0	0	-1,750	-3,417
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	2,083	2,083	2,083	2,083	2,083	2,083	0	0	0	0
自治会費	500	500	500	500	0	0	0	0	500	500
共益費	3,000	3,000	2,500	2,500	2,000	2,000	500	500	1,000	1,000
忘年会等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0
その他会費	250	250	250	250	250	250	0	0	0	0
組合費	2,400	2,400	2,300	2,300	1,900	1,900	100	100	500	500
非消費支出	59,032	59,032	58,009	58,009	44,878	44,878	1,023	1,023	14,154	14,154
所得税	5,903	5,903	6,115	6,115	4,515	4,515	-212	-212	1,388	1,388
住民税	11,375	11,375	10,608	10,608	8,258	8,258	767	767	3,117	3,117
社会保険料	41,754	41,754	41,286	41,286	32,105	32,105	468	468	9,649	9,649
予備費	20,200	19,400	18,500	18,000	16,300	16,200	1,700	1,400	3,900	3,200
最低生計費										
税等抜き月額	222,753	214,057	204,298	198,250	180,105	178,404	18,454	15,808	42,648	35,653
税等込み月額	281,785	273,089	262,307	256,259	224,983	223,282	19,477	16,831	56,802	49,807
税等込み年額	3,381,418	3,277,073	3,147,688	3,075,106	2,699,796	2,679,384	233,730	201,967	681,622	597,689
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,621	1,571	1,509	1,474	1,294	1,285	112	97	327	287
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,879	1,821	1,749	1,708	1,500	1,489	130	112	379	332

北海道労働局 賃金室 御中

審査会会長 様

～障がい者就労継続支援事業所 A 型における最低賃金適用除外について～

近年急速な最低賃金上昇において、働く者の権利として生活を守らなくてはならないことは当然のこととして理解しているところです。しかしながら本事業において必ずしも生産性の上がる事業売上を達成する事業所は極端に少なく、そこで働く利用者は雇用契約において最低賃金以上が適応され、また給与について給付金からの支出ではなく事業売上から支払うようにと厳格化されており、その為事業の継続断念や B 型に移行する事業所がここ最近増大しております。そもそも一般の労働者と同じ扱いにしていることが本事業運営に大きな支障をきたしていることは周知の事実となっております。『最低賃金法の減額特例を適用』はあくまでも個別対応の行政判断となりその基準も曖昧なものです。短時間就労（週 20 時間）は維持しつつ、将来における一般就労に向けた機能訓練の場として最低限度現状の時給で継続させていただきたく自事業所のみならず業界の意向としてご判断ください。

2026（令和 8）年 7 月 22 日

株式会社 りんけい

代表取締役 小林 泰



令和8年春闘賃上げ状況

令和8年7月8日現在
青色部分：新たな公表値

○連合本部 第7回（最終）回答集計

全体集計（7月1日集計）

回答・妥結状況 規模計・加重平均〈2,956千人〉

16,400円 5.01% [前年比 44円 ▲0.24ポイント]

300人以上集計（7月1日集計）

回答・妥結状況 規模計・加重平均〈2,534千人〉

16,897円 5.05% [前年比▲23円 ▲0.28ポイント]

300人未満集計（7月1日集計）

回答・妥結状況 規模計・加重平均〈329千人〉

12,866円 4.69% [前年比505円 0.04ポイント]

○連合北海道 第7回回答集計

全体集計（7月3日集計 規模計）

13,995円 4.81% [前年比259円 ▲0.10ポイント]

300人以上集計（6月4日集計）

14,520円 4.87% [前年比214円 ▲0.12ポイント]

300人未満集計（6月4日集計）

12,545円 4.65% [前年比567円 ▲0.04ポイント]

○日本経団連

大手企業（5月27日公表 500人以上 回答状況・加重平均）

19,964円 5.46% [前年比608円 0.01ポイント]

※製造業 平均19,378円 5.29% [前年比266円 ▲0.1ポイント]

※非製造業平均21,341円 5.85% [前年比1365円 0.25ポイント]

中小企業（7月8日公表 500人未満 回答状況・加重平均）

12,083円 4.20% [前年比257円 ▲0.15ポイント]

※製造業平均 12,924円 4.46% [前年比612円 ▲0.05ポイント]

※非製造業平均11,040円 3.86% [前年比▲79円 ▲0.26ポイント]

○日商

全体（6月8日公表 回答状況・加重平均）

11,366円 4.01% [前年比292円 ▲0.02ポイント]

小規模企業（6月8日公表 20人以下 回答状況・加重平均）

9,170円 3.38% [前年比▲398円▲0.16ポイント]

北海道の経済情勢

日本銀行札幌支店「北海道金融経済概況」（2026 年 6 月）

北海道の景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに持ち直している。
すなわち、公共投資は、緩やかに増加している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。観光は、堅調に推移している。設備投資は、緩やかに増加している。輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。住宅投資は、弱めの動きとなっている。生産は、横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる。
雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している。

北海道財務局「管内経済情勢報告」（2026 年 4 月）

〈総括判断〉－ 管内経済は、持ち直している

〈各論〉

個人消費	持ち直している
生産活動	弱含んでいる
設備投資	令和 7 年度は増加見込み
雇用情勢	持ち直しの動きに一服感がみられる
住宅建設	弱い動きとなっている
観光	緩やかに拡大している。
公共事業	前年を上回る
企業の景況感	「下降」超となっている
企業収益	令和 7 年度は増益見込み

〈先行き〉

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

北海道経済部経済企画局経済企画課「最近の経済動向」（2026 年 6 月）

〈総括判断〉－ 持ち直しの動きが続いている

生産動向 弱い動きがみられる

需要動向

個人消費 緩やかに改善している

住宅建設 弱い動きがみられる

公共工事 持ち直しつつある

観光 着実に改善を続けている

輸出入 輸出額、輸入額ともに減少した

企業倒産 倒産件数、負債総額ともに減少した

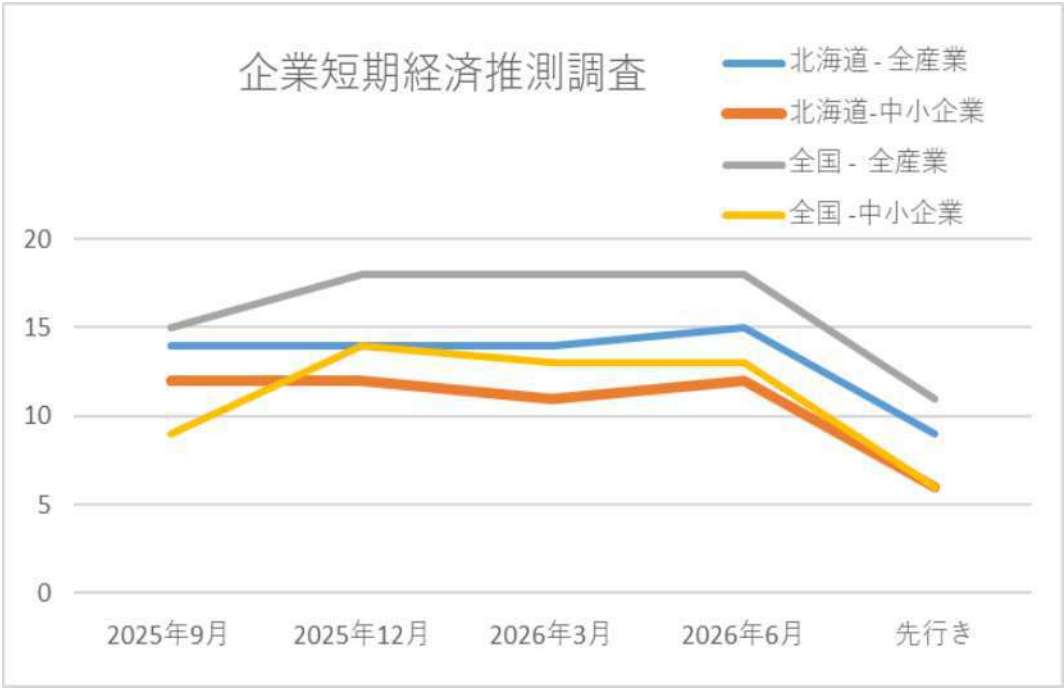
雇用 持ち直しの動きに弱さがみられる

物価動向 消費者物価指数は前年を上回った

企業の業況感 前期から上昇している

日本銀行札幌支店「企業短期経済観測調査」(2026 年 6 月)

「良い」－「悪い」・%ポイント



	2025年9月	2025年12月	2026年3月	2026年6月	先行き
北海道 - 全産業	14	14	14	15	9
北海道-中小企業	12	12	11	12	6
全国 - 全産業	15	18	18	18	11
全国 -中小企業	9	14	13	13	6

資料出所 北海道：日本銀行札幌支店

全国：日本銀行

令和8年5月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、求職に対し求人の動きに弱さがみられる。
 引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

概要（就業地別・季節調整値）

令和8年5月の有効求人倍率は、0.97倍（前月0.98倍）と、前月を0.01ポイント下回った。

求人【就業地別・季節調整値】

新規求人数は30,582人で前月と比べ4.1%減少。2か月ぶりに前月を下回った。

（常用・原数値）23,478人で前年同月と比べ13.9%減少。11か月連続で前年同月を下回った。

月間有効求人数は87,326人で前月と比べ1.2%減少。2か月ぶりに前月を下回った。

（常用・原数値）73,461人で前年同月と比べ8.7%減少。11か月連続で前年同月を下回った。

求職【季節調整値】

新規求職申込件数は18,196人で前月と比べ1.1%増加。3か月連続で前月を上回った。

（常用・原数値）15,548人で前年同月と比べ5.9%減少。3か月ぶりに前年同月を下回った。

月間有効求職者数89,831人で前月と比べ0.1%減少。3か月ぶりに前月を下回った。

（常用・原数値）91,009人で前年同月と比べ0.8%増加。9か月連続で前年同月を上回った。

有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）



1 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移(就業地別・季節調整値)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

項目 年度・月	新規求職 申込件数	対前月 増減率	新規 求人数	対前月 増減率	新規求人倍率		月間有効 求職者数	対前月 増減率	月間有効 求人数	対前月 増減率	有効求人倍率	
					原数値	対前月 差					原数値	対前月 差
令和7年度5月	18,283	0.8	33,479	0.3	1.83	▲0.01	89,300	0.6	94,716	▲0.3	1.06	▲0.01
6月	18,085	▲1.1	33,234	▲0.7	1.84	0.01	89,676	0.4	94,552	▲0.2	1.05	▲0.01
7月	17,981	▲0.6	31,822	▲4.2	1.77	▲0.07	89,817	0.2	93,733	▲0.9	1.04	▲0.01
8月	18,306	1.8	32,853	3.2	1.79	0.02	89,984	0.2	93,332	▲0.4	1.04	0.00
9月	17,883	▲2.3	31,823	▲3.1	1.78	▲0.01	89,838	▲0.2	91,555	▲1.9	1.02	▲0.02
10月	17,451	▲2.4	31,923	0.3	1.83	0.05	89,918	0.1	91,798	0.3	1.02	0.00
11月	17,593	0.8	31,608	▲1.0	1.80	▲0.03	90,203	0.3	90,856	▲1.0	1.01	▲0.01
12月	17,201	▲2.2	31,107	▲1.6	1.81	0.01	89,557	▲0.7	89,652	▲1.3	1.00	▲0.01
1月	17,861	3.8	32,613	4.8	1.83	0.02	89,913	0.4	90,130	0.5	1.00	0.00
2月	17,174	▲3.8	30,420	▲6.7	1.77	▲0.06	88,698	▲1.4	89,146	▲1.1	1.01	0.01
3月	17,358	1.1	30,193	▲0.7	1.74	▲0.03	89,262	0.6	88,430	▲0.8	0.99	▲0.02
令和8年度4月	18,006	3.7	31,885	5.6	1.77	0.03	89,946	0.8	88,415	▲0.0	0.98	▲0.01
5月	18,196	1.1	30,582	▲4.1	1.68	▲0.09	89,831	▲0.1	87,326	▲1.2	0.97	▲0.01

(注) 1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、
1 頁の注 1 を参照。

2 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移(新規学卒を除く常用計)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

項目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減率	新規 求人数	対前年 増減率	新規求人倍率		月間有効 求職者数	対前年 増減率	月間有効 求人数	対前年 増減率	有効求人倍率		就職件数	対前年 増減率
					原数値	対前年 増減差					原数値	対前年 増減差		
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08	67,337	▲6.7
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07	63,585	▲5.6
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06	59,983	▲5.7
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02	55,170	▲8.0
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23	45,598	▲17.4
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02	44,552	▲2.3
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02	44,552	▲2.3
令和4年度	198,185	0.8	386,970	8.9	1.95	0.14	*84,052	▲0.9	*92,019	10.3	1.09	0.11	44,490	▲0.1
令和5年度	194,384	▲1.9	353,602	▲8.6	1.82	▲0.13	*84,749	0.8	*84,646	▲8.0	1.00	▲0.09	44,001	▲1.1
令和6年度	188,388	▲3.1	331,524	▲6.2	1.76	▲0.06	*84,025	▲0.9	*79,367	▲6.2	0.94	▲0.06	40,280	▲8.5
4月	24,594	7.2	29,602	▲3.4	1.20	▲0.13	91,576	2.1	83,190	▲4.1	0.91	▲0.06	4,488	▲5.2
5月	17,746	1.2	27,758	▲1.7	1.56	▲0.05	92,212	2.5	82,092	▲3.7	0.89	▲0.06	3,911	▲3.0
6月	14,555	▲7.8	26,032	▲15.8	1.79	▲0.17	90,015	1.5	79,053	▲7.8	0.88	▲0.09	3,505	▲8.6
7月	15,020	3.3	29,682	▲1.6	1.98	▲0.09	86,113	1.8	79,819	▲6.1	0.93	▲0.07	3,370	0.0
8月	13,531	▲10.9	26,466	▲6.7	1.96	0.09	84,311	▲0.6	78,877	▲7.8	0.94	▲0.07	2,939	▲7.6
9月	13,724	▲7.5	26,743	▲10.2	1.95	▲0.06	82,657	▲2.0	79,841	▲6.3	0.97	▲0.04	3,212	▲11.2
10月	15,530	▲1.0	30,292	▲5.1	1.95	▲0.08	82,636	▲2.0	80,277	▲6.6	0.97	▲0.05	3,360	▲7.1
11月	13,537	▲4.0	25,764	▲7.3	1.90	▲0.07	80,057	▲2.8	79,079	▲7.4	0.99	▲0.05	3,029	▲9.0
12月	12,115	▲2.8	24,720	▲7.1	2.04	▲0.09	76,776	▲2.9	77,246	▲6.2	1.01	▲0.03	2,472	▲13.5
1月	16,649	▲0.5	27,703	▲5.2	1.66	▲0.09	78,734	▲2.3	75,152	▲6.9	0.95	▲0.05	2,364	▲0.3
2月	14,933	▲12.5	27,426	▲8.4	1.84	0.08	80,123	▲3.2	77,244	▲6.9	0.96	▲0.04	3,043	▲16.3
3月	16,454	▲6.0	29,336	▲2.4	1.78	0.06	83,094	▲3.2	80,538	▲5.2	0.97	▲0.02	4,587	▲15.4
令和7年度	185,904	▲1.3	319,072	▲3.8	1.72	▲0.04	*84,226	0.2	*76,677	▲3.4	0.91	▲0.03	38,078	▲5.5
4月	23,713	▲3.6	28,867	▲2.5	1.22	0.02	89,342	▲2.4	80,456	▲3.3	0.90	▲0.01	4,155	▲7.4
5月	16,518	▲6.9	27,283	▲1.7	1.65	0.09	90,280	▲2.1	80,484	▲2.0	0.89	0.00	3,681	▲5.9
6月	14,687	0.9	27,547	5.8	1.88	0.09	88,565	▲1.6	79,118	0.1	0.89	0.01	3,368	▲3.9
7月	14,876	▲1.0	28,011	▲5.6	1.88	▲0.10	84,998	▲1.3	79,158	▲0.8	0.93	0.00	3,199	▲5.1
8月	13,456	▲0.6	25,352	▲4.2	1.88	▲0.08	84,178	▲0.2	77,535	▲1.7	0.92	▲0.02	2,689	▲8.5
9月	14,290	4.1	26,618	▲0.5	1.86	▲0.09	83,993	1.6	77,208	▲3.3	0.92	▲0.05	3,076	▲4.2
10月	14,890	▲4.1	29,695	▲2.0	1.99	0.04	84,250	2.0	78,844	▲1.8	0.94	▲0.03	3,212	▲4.4
11月	12,453	▲8.0	22,920	▲11.0	1.84	▲0.06	81,364	1.6	75,488	▲4.5	0.93	▲0.06	2,659	▲12.2
12月	12,103	▲0.1	23,554	▲4.7	1.95	▲0.09	78,168	1.8	72,712	▲5.9	0.93	▲0.08	2,352	▲4.9
1月	16,547	▲0.6	26,992	▲2.6	1.63	▲0.03	80,286	2.0	70,900	▲5.7	0.88	▲0.07	2,244	▲5.1
2月	14,884	▲0.3	25,331	▲7.6	1.70	▲0.14	80,824	0.9	72,667	▲5.9	0.90	▲0.06	2,827	▲7.1
3月	17,487	6.3	26,902	▲8.3	1.54	▲0.24	84,458	1.6	75,552	▲6.2	0.89	▲0.08	4,616	0.6
令和8年度														
4月	23,745	0.1	27,766	▲3.8	1.17	▲0.05	90,956	1.8	75,062	▲6.7	0.83	▲0.07	3,729	▲10.3
5月	15,548	▲5.9	23,478	▲13.9	1.51	▲0.14	91,009	0.8	73,461	▲8.7	0.81	▲0.08	3,017	▲18.0

(注) 1. *印の数値は年度の平均値。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、
1 頁の注 1 を参照。

主たる産業の新規求人の概要（令和8年5月の求人数）

D 建設業 3,231人（対前年同月▲4.4% ▲147人）

設備工事業（+3.8%、求人数655人）、総合工事業（▲3.4%、求人数1,687人）、職別工事業（▲11.1%、求人数889人）。

全体として2か月連続で前年同月を下回った。（前月 3,475人）

E 製造業 1,503人（対前年同月▲16.7% ▲301人）

食料品製造業（▲19.4%、求人数725人）、金属製品製造業（▲12.2%、求人数165人）。

全体として5か月連続で前年同月を下回った。（前月 1,709人）

G 情報通信業 274人（対前年同月▲18.9% ▲64人）

情報処理・提供サービス業（+8.7%、求人数87人）、ソフトウェア業（▲26.9%、求人数152人）。

全体として2か月ぶりに前年同月を下回った。（前月 419人）

H 運輸業、郵便業 1,339人（対前年同月▲30.5% ▲589人）

貨物運送（▲19.1%、求人数620人）、旅客運送（▲22.0%、求人数579人）。

全体として2か月連続で前年同月を下回った。（前月 1,720人）

I 卸売業、小売業 2,605人（対前年同月▲18.0% ▲570人）

卸売業（▲5.3%、求人数567人）。

飲食料品卸売業（+17.4%、求人数175人）、機械器具卸売業（+27.3%、求人数168人）。

小売業（▲20.9%、求人数2,038人）。

各種商品小売業（+9.9%、求人数412人）、その他の小売業（▲20.6%、求人930人）、飲食料品小売業（▲40.0%、求人数301人）。

全体として5か月連続で前年同月を下回った。（前月 2,924人）

M 宿泊業、飲食サービス業 1,818人（対前年同月▲14.5% ▲309人）

持ち帰り・配達飲食サービス業（+32.5%、求人数355人）、飲食店（▲26.5%、求人数912人）、

宿泊業（▲11.0%、求人数551人）。

全体として11か月連続で前年同月を下回った。（前月 1,525人）

P 医療、福祉 7,499人（対前年同月▲8.8% ▲727人）

社会保険・社会福祉・介護事業（▲12.8%、求人数4,920人）、医療業（▲0.1%、求人数2,566人）。

全体として2か月ぶりに前年同月を下回った。（前月 8,833人）

R サービス業（他に分類されないもの）

2,711人（対前年同月▲19.2% ▲643人）

その他の事業サービス業（▲17.8%、求人数1,595人）、職業紹介・労働者派遣業（▲29.4%、求人数499人）、自動車整備業（▲10.2%、求人数184人）。

全体として2か月ぶりに前年同月を下回った。（前月 3,522人）

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

3 新規求人の状況(新規学卒を除く常用計)

(単位: 人、%、ポイント)

産 業	R08年5月	R07年5月	対前年増減差	対前年増減率
A,B 農,林,漁業	311	359	▲48	▲13.4
C 鉱業,採石業,砂利採取業	23	22	1	4.5
D 建設業	3,231	3,378	▲147	▲4.4
E 製造業	1,503	1,804	▲301	▲16.7
食料品製造業	725	900	▲175	▲19.4
窯業・土石製品製造業	57	71	▲14	▲19.7
金属製品製造業	165	188	▲23	▲12.2
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	117	174	▲57	▲32.8
輸送用機械器具製造業	63	64	▲1	▲1.6
その他の製造業	376	407	▲31	▲7.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	30	17	13	76.5
G 情報通信業	274	338	▲64	▲18.9
H 運輸業,郵便業	1,339	1,928	▲589	▲30.5
I 卸売業,小売業	2,605	3,175	▲570	▲18.0
J 金融業,保険業	114	158	▲44	▲27.8
K 不動産業,物品賃貸業	333	410	▲77	▲18.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	507	535	▲28	▲5.2
M 宿泊業,飲食サービス業	1,818	2,127	▲309	▲14.5
N 生活関連サービス業,娯楽業	375	509	▲134	▲26.3
O 教育,学習支援業	314	362	▲48	▲13.3
P 医療,福祉	7,499	8,226	▲727	▲8.8
Q 複合サービス業	88	137	▲49	▲35.8
R サービス業(他に分類されないもの)	2,711	3,354	▲643	▲19.2
S,T 公務(他に分類されるものを除く)・その他	403	444	▲41	▲9.2
合 計	23,478	27,283	▲3,805	▲13.9
新規求人に占めるパートの割合	30.7	31.2	▲0.5	

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

(単位: 人、%)

年度・月	新規求人数		うちフルタイム求人数		うちパート求人数		新規求人数に占める パート求人数の割合
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和4年度	386,970	8.9	259,471	6.8	127,499	13.3	32.9
令和5年度	353,602	▲8.6	238,701	▲8.0	114,901	▲9.9	32.5
令和6年度	331,524	▲6.2	227,051	▲4.9	104,473	▲9.1	31.5
令和7年度	319,072	▲3.8	220,562	▲2.9	98,510	▲5.7	30.9
令和7年5月	27,283	▲1.7	18,777	▲2.8	8,506	0.8	31.2
6月	27,547	5.8	18,934	6.3	8,613	4.9	31.3
7月	28,011	▲5.6	19,697	▲4.7	8,314	▲7.7	29.7
8月	25,352	▲4.2	17,476	▲4.6	7,876	▲3.3	31.1
9月	26,618	▲0.5	18,277	1.9	8,341	▲5.3	31.3
10月	29,695	▲2.0	20,196	▲1.0	9,499	▲4.1	32.0
11月	22,920	▲11.0	15,856	▲10.3	7,064	▲12.6	30.8
12月	23,554	▲4.7	17,115	▲3.0	6,439	▲9.0	27.3
令和8年1月	26,992	▲2.6	18,738	▲2.1	8,254	▲3.6	30.6
2月	25,331	▲7.6	17,119	▲7.7	8,212	▲7.4	32.4
3月	26,902	▲8.3	18,477	▲5.4	8,425	▲14.1	31.3
4月	27,766	▲3.8	19,248	▲3.3	8,518	▲5.0	30.7
5月	23,478	▲13.9	16,275	▲13.3	7,203	▲15.3	30.7

4 新規求職の態様別の状況(新規学卒を除く常用計)

(単位: 件、人、%)

年度・月	新規求職申込件数		在職者		離職者		うち事業主都合離職		うち自己都合離職		無業者	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,675	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和4年度	198,185	0.8	48,315	▲1.9	133,812	1.8	34,649	▲5.7	92,001	5.1	16,058	1.2
令和5年度	194,384	▲1.9	46,162	▲4.5	132,208	▲1.2	34,814	0.5	90,443	▲1.7	16,014	▲0.3
令和6年度	188,388	▲3.1	44,068	▲4.5	128,532	▲2.8	34,569	▲0.7	87,328	▲3.4	15,788	▲1.4
令和7年度	185,904	▲1.3	41,796	▲5.2	128,739	0.2	32,392	▲6.3	89,477	2.5	15,369	▲2.7
令和7年5月	16,518	▲6.9	3,265	▲11.2	11,809	▲5.4	2,989	▲9.9	8,126	▲4.0	1,444	▲9.1
6月	14,687	0.9	3,259	▲2.4	10,123	1.6	2,417	▲14.9	7,178	8.6	1,305	4.2
7月	14,876	▲1.0	3,238	▲3.8	10,467	0.2	2,255	▲8.3	7,702	2.4	1,171	▲2.8
8月	13,456	▲0.6	3,042	▲5.8	9,051	1.3	1,848	▲5.1	6,784	3.0	1,363	▲0.1
9月	14,290	4.1	3,286	▲1.7	9,636	5.7	1,955	0.5	7,237	7.4	1,368	7.9
10月	14,890	▲4.1	3,397	▲4.1	10,234	▲4.1	2,249	▲13.8	7,481	▲0.8	1,259	▲4.7
11月	12,453	▲8.0	2,864	▲13.8	8,637	▲6.2	2,227	▲8.2	5,974	▲6.3	952	▲5.7
12月	12,103	▲0.1	2,812	▲2.2	8,461	1.6	2,448	▲6.7	5,656	5.3	830	▲9.4
令和8年1月	16,547	▲0.6	3,985	▲5.0	11,448	2.6	2,962	▲1.0	7,985	4.2	1,114	▲13.8
2月	14,884	▲0.3	4,362	▲4.4	9,308	1.8	2,241	▲0.7	6,634	3.1	1,214	▲1.2
3月	17,487	6.3	4,781	▲0.8	11,094	10.1	2,743	7.2	7,829	11.1	1,612	3.6
4月	23,745	0.1	3,437	▲1.9	18,684	1.2	5,971	▲1.4	11,318	3.9	1,624	▲6.5
5月	15,548	▲5.9	3,217	▲1.5	10,942	▲7.3	2,762	▲7.6	7,512	▲7.6	1,389	▲3.8
	(100.0)		(20.7)		(70.4)		(17.8)		(48.3)		(8.9)	

(注) 1. 「離職者」については、離職した理由が不明のもの存在するため内訳の合計数と必ずしも一致しない。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

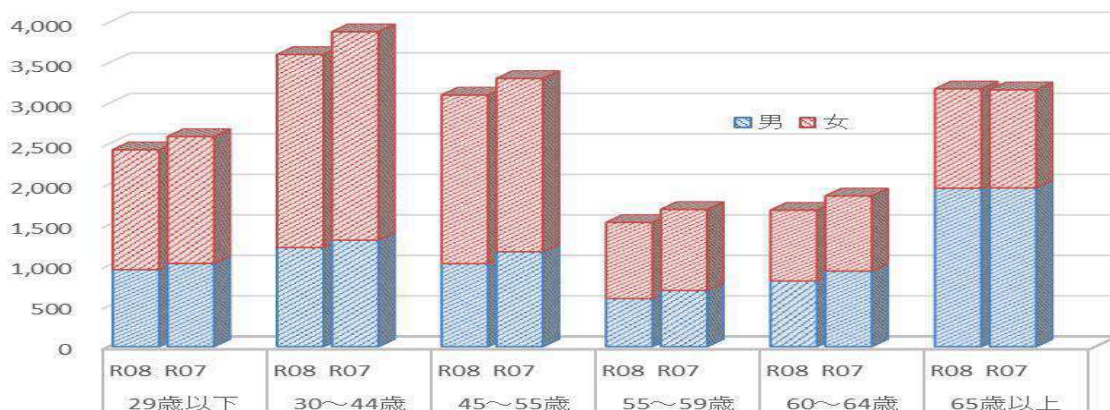
5 新規求職者の年齢別の状況(新規学卒を除く常用計)

(単位: 人、%)

年 齢	R08年5月			R07年5月			増 減 率			構 成 比	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	R08年5月	R07年5月
29歳以下	2,434	950	1,479	2,595	1,026	1,566	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 5.6	15.7%	15.7%
30～44歳	3,610	1,222	2,383	3,888	1,314	2,572	▲ 7.2	▲ 7.0	▲ 7.3	23.2%	23.5%
45～54歳	3,107	1,023	2,082	3,311	1,170	2,139	▲ 6.2	▲ 12.6	▲ 2.7	20.0%	20.0%
55～59歳	1,533	592	940	1,694	692	1,001	▲ 9.5	▲ 14.5	▲ 6.1	9.9%	10.3%
60～64歳	1,683	810	873	1,860	932	927	▲ 9.5	▲ 13.1	▲ 5.8	10.8%	11.3%
65歳以上	3,181	1,955	1,226	3,170	1,959	1,210	0.3	▲ 0.2	1.3	20.5%	19.2%
合計	15,548	6,552	8,983	16,518	7,093	9,415	▲ 5.9	▲ 7.6	▲ 4.6	100.0%	100.0%

(注) 新規求職者については、求職申込時に性別未記入のもの存在するため内訳の合計数と必ずしも一致しない。

【年齢、男女別構成比】



6 雇用保険被保険者数の推移

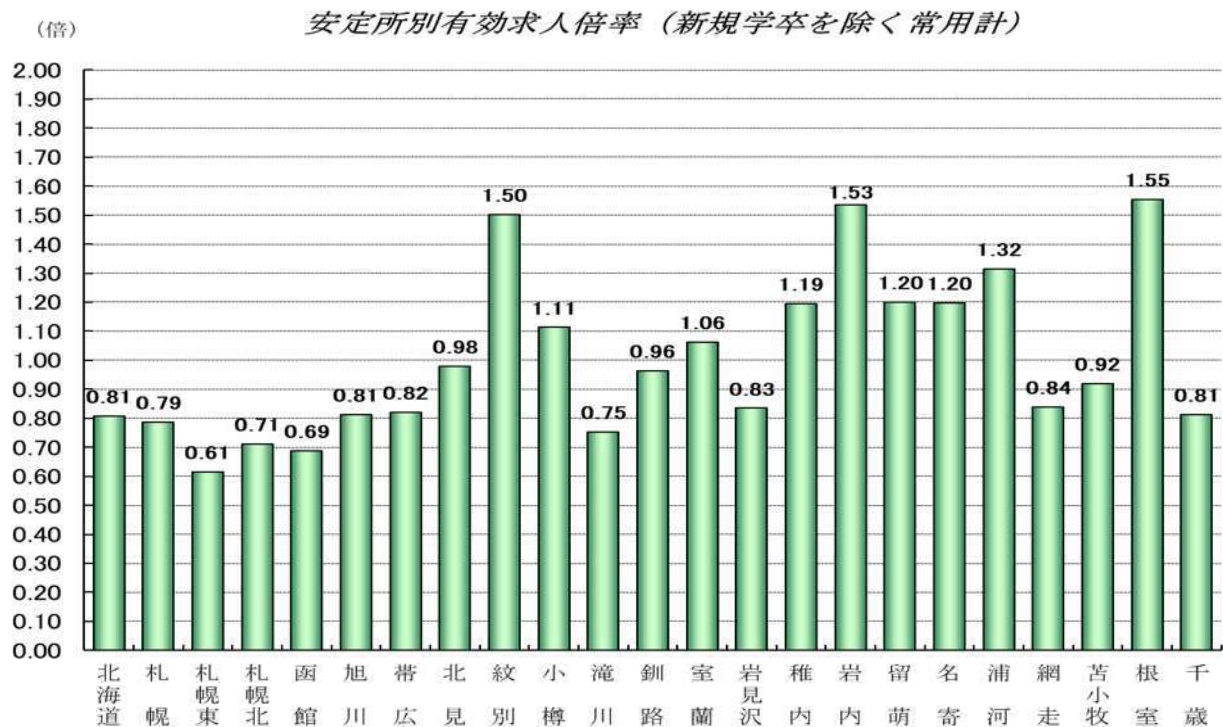
(単位:人、%)

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数 に対する事業 主都合離職の 構成比
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和4年度	1,377,860	▲0.9	269,422	4.4	260,887	4.3	12,409	▲1.2	4.8
令和5年度	1,369,548	▲0.6	270,338	0.3	257,640	▲1.2	12,501	0.7	4.9
令和6年度	1,363,899	▲0.4	262,797	▲2.8	249,408	▲3.2	14,353	14.8	5.8
令和7年度	1,356,740	▲0.5	253,462	▲3.6	239,806	▲3.8	11,655	▲18.8	4.9
令和6年5月	1,381,447	▲0.6	35,062	1.4	21,906	▲1.6	1,077	14.0	4.9
6月	1,382,668	▲0.5	19,969	▲6.9	17,215	▲9.9	1,175	42.8	6.8
7月	1,381,582	▲0.5	21,239	3.0	20,592	1.7	1,167	36.2	5.7
8月	1,380,887	▲0.5	17,975	▲7.1	17,469	▲8.6	878	18.5	5.0
9月	1,377,270	▲0.6	16,259	▲14.6	17,976	▲1.8	1,017	18.7	5.7
10月	1,372,603	▲0.8	22,045	7.1	24,714	13.3	1,111	▲2.8	4.5
11月	1,372,519	▲0.7	19,132	▲1.5	17,506	▲4.7	1,139	29.1	6.5
12月	1,372,286	▲0.7	16,318	▲7.5	15,027	▲7.6	847	▲10.9	5.6
令和7年1月	1,367,603	▲0.4	16,953	1.6	20,562	▲8.6	996	▲0.6	4.8
2月	1,365,641	▲0.5	16,443	▲11.6	16,331	▲6.9	1,121	34.7	6.9
3月	1,363,899	▲0.4	17,163	▲2.3	17,727	▲8.0	963	8.3	5.4
4月	1,366,174	▲0.3	44,947	1.6	40,992	▲3.3	2,374	▲17.1	5.8
5月	1,376,382	▲0.4	32,357	▲7.7	20,833	▲4.9	904	▲16.1	4.3
6月	1,378,129	▲0.3	20,481	2.6	17,156	▲0.3	793	▲32.5	4.6
7月	1,376,593	▲0.4	20,110	▲5.3	20,011	▲2.8	896	▲23.2	4.5
8月	1,374,630	▲0.5	16,713	▲7.0	16,838	▲3.6	759	▲13.6	4.5
9月	1,372,813	▲0.3	17,349	6.7	17,331	▲3.6	643	▲36.8	3.7
10月	1,369,995	▲0.2	20,207	▲8.3	21,586	▲12.7	852	▲23.3	3.9
11月	1,368,972	▲0.3	15,992	▲16.4	15,508	▲11.4	768	▲32.6	5.0
12月	1,368,641	▲0.3	16,840	3.2	15,086	0.4	775	▲8.5	5.1
令和8年1月	1,361,739	▲0.4	16,047	▲5.3	20,399	▲0.8	1,138	14.3	5.6
2月	1,359,499	▲0.4	15,258	▲7.2	15,421	▲5.6	836	▲25.4	5.4
3月	1,356,740	▲0.5	17,161	▲0.0	18,645	5.2	917	▲4.8	4.9
4月	1,360,415	▲0.4	45,018	0.2	39,592	▲3.4	2,401	1.1	6.1
5月	1,367,501	▲0.6	26,361	▲18.5	17,742	▲14.8	684	▲24.3	3.9

(注) 1. 一般被保険者。

2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

7 安定所別の求人・求職の状況(新規学卒を除く常用計)



(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

安定所	新規求職申込件数		月間有効求職者数		新規求人数		月間有効求人数		有効求人倍率	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減差
計	15,548	▲5.9	91,009	0.8	23,478	▲13.9	73,461	▲8.7	0.81	▲0.08
札幌	3,204	▲5.3	19,170	1.7	4,527	▲25.7	15,098	▲12.8	0.79	▲0.13
札幌東	2,340	▲6.0	14,853	▲1.7	2,726	▲19.3	9,126	▲9.3	0.61	▲0.06
札幌北	1,742	▲5.2	10,660	2.6	2,289	▲8.0	7,573	▲4.0	0.71	▲0.05
函館	1,240	▲10.1	7,254	1.4	1,792	▲5.6	4,989	▲12.1	0.69	▲0.10
旭川	1,053	▲9.1	6,833	▲2.0	1,790	▲11.4	5,553	▲6.6	0.81	▲0.04
帯広	969	▲0.7	5,887	4.2	1,558	▲14.7	4,836	▲5.8	0.82	▲0.09
北見	455	▲11.7	2,551	▲4.7	801	▲17.5	2,495	▲12.2	0.98	▲0.08
紋別	73	▲12.0	369	▲8.0	200	▲4.3	554	▲1.4	1.50	0.10
小樽	381	▲1.0	2,005	7.5	719	▲10.6	2,232	▲8.2	1.11	▲0.19
滝川	336	4.7	2,148	9.2	490	▲19.5	1,617	▲8.0	0.75	▲0.14
釧路	703	0.1	3,075	1.5	1,071	▲5.6	2,963	▲10.5	0.96	▲0.13
室蘭	556	▲9.7	2,783	▲2.6	1,049	▲6.5	2,958	▲11.1	1.06	▲0.10
岩見沢	303	▲9.3	1,780	2.6	560	6.5	1,486	▲11.9	0.83	▲0.14
稚内	112	3.7	637	10.0	260	▲4.8	761	▲11.3	1.19	▲0.29
岩内	145	12.4	677	▲4.0	345	▲10.2	1,039	▲8.5	1.53	▲0.08
留萌	84	18.3	404	1.8	150	▲4.5	485	1.9	1.20	0.00
名寄	135	▲11.8	799	▲3.7	308	▲15.4	956	▲5.2	1.20	▲0.01
浦河	137	23.4	574	4.2	232	▲25.4	755	▲7.2	1.32	▲0.16
網走	142	▲4.1	760	5.8	188	▲31.9	637	▲20.4	0.84	▲0.27
苫小牧	727	▲8.8	3,589	▲4.5	1,096	▲1.6	3,298	▲3.6	0.92	0.01
根室	186	▲9.3	855	▲3.8	420	5.5	1,328	▲1.8	1.55	0.03
千歳	525	▲14.5	3,346	4.8	907	▲1.7	2,722	1.5	0.81	▲0.03

8 北海道及び全国の有効求人倍率(新規学卒を除く常用計)と完全失業率の推移

【有効求人倍率】

(単位：倍、ポイント)

区 分	R07年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08年 1月	2月	3月	4月	5月
全 国	1.05 (0.00)	1.05 (▲0.01)	1.09 (▲0.02)	1.09 (▲0.04)	1.10 (▲0.04)	1.10 (▲0.06)	1.12 (▲0.06)	1.17 (▲0.05)	1.14 (▲0.06)	1.13 (▲0.06)	1.10 (▲0.06)	1.02 (▲0.06)	0.99 (▲0.06)
	1.23 (▲0.02)	1.22 (▲0.01)	1.22 (0.00)	1.21 (▲0.01)	1.20 (▲0.01)	1.19 (▲0.01)	1.19 (0.00)	1.20 (0.01)	1.18 (▲0.02)	1.19 (0.01)	1.18 (▲0.01)	1.18 (0.00)	1.17 (▲0.01)

〈就業地別〉

(単位：倍、ポイント)

区 分	R07年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08年 1月	2月	3月	4月	5月
北 海 道	0.95 (▲0.01)	0.95 (0.00)	0.99 (▲0.01)	0.98 (▲0.02)	0.98 (▲0.05)	0.99 (▲0.05)	0.99 (▲0.07)	0.99 (▲0.09)	0.94 (▲0.08)	0.95 (▲0.08)	0.95 (▲0.08)	0.87 (▲0.09)	0.85 (▲0.10)
	1.06 (▲0.01)	1.05 (▲0.01)	1.04 (▲0.01)	1.04 (0.00)	1.02 (▲0.02)	1.02 (0.00)	1.01 (▲0.01)	1.00 (▲0.01)	1.00 (0.00)	1.01 (0.01)	0.99 (▲0.02)	0.98 (▲0.01)	0.97 (0.00)

〈受理地別〉

(単位：倍、ポイント)

区 分	R07年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08年 1月	2月	3月	4月	5月
北 海 道	0.89 (0.00)	0.89 (0.01)	0.93 (0.00)	0.92 (▲0.02)	0.92 (▲0.05)	0.94 (▲0.03)	0.93 (▲0.06)	0.93 (▲0.08)	0.88 (▲0.07)	0.90 (▲0.06)	0.89 (▲0.08)	0.83 (▲0.07)	0.81 (▲0.08)
	0.99 (0.00)	0.98 (▲0.01)	0.97 (▲0.01)	0.96 (▲0.01)	0.95 (▲0.01)	0.95 (0.00)	0.94 (▲0.01)	0.93 (▲0.01)	0.92 (▲0.01)	0.93 (0.01)	0.92 (▲0.01)	0.91 (▲0.01)	0.91 (0.00)

- (注) 1. 常用計原数値 () 内は対前年同月差、季節調整値 () 内は対前月差。
 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。
 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。
 4. 「受理地別」は求人票を受理したハローワークの所在地で集計したもので、「就業地別」は求人票に実際に記入された就業地で集計したものである。

【完全失業率】

(単位：%)

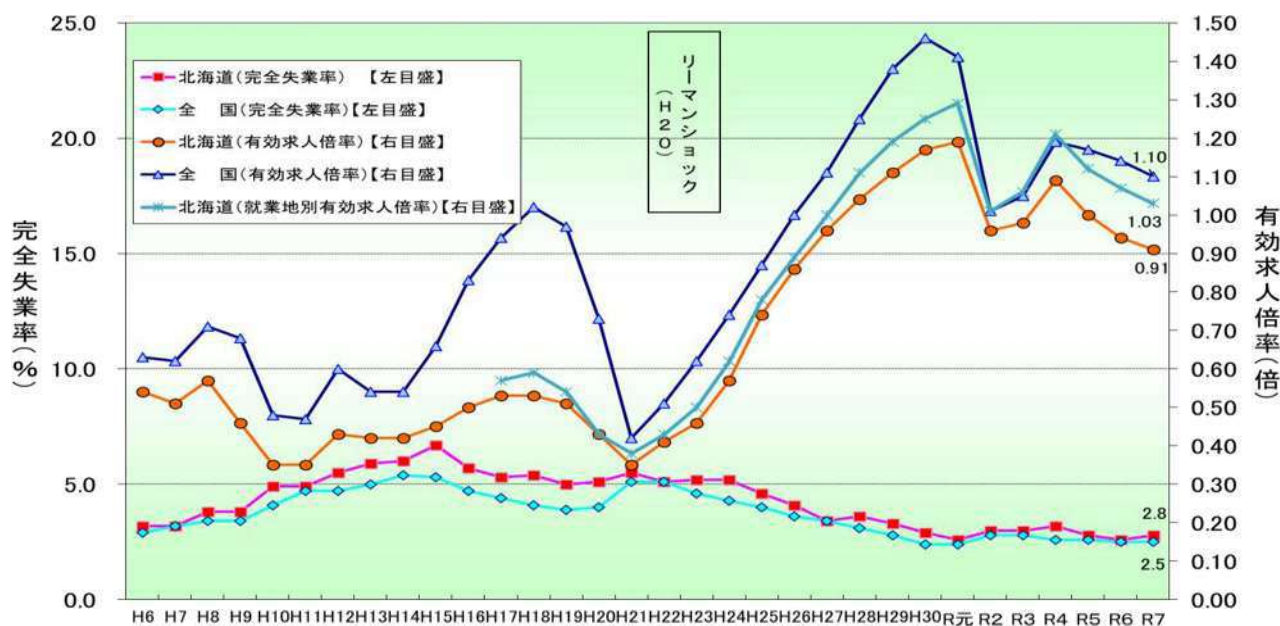
区 分	R07年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08年 1月	2月	3月	4月	5月
北 海 道	2.5 (3.0)			3.1 (2.6)			2.8 (2.6)		2.7 (2.6)				
全 国	2.5	2.5	2.3	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	

- (注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所：総務省統計局「労働力調査」]

2. () 内は前年同期。

3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。



- (注) 1. 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。
 2. 平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。
 3. 北海道の就業地別有効求人倍率の数値は全数である。

9 職種別求人・求職状況(新規学卒を除く常用計)

【令和8年5月内容】

(単位:倍、人、ポイント、%)

	有効求人倍率		月間有効求人数		月間有効求職者数	
		前年差		対前年増減率		対前年増減率
職業計	0.81	▲0.08	73,461	▲8.7	91,009	0.8
管理的職業	0.68	0.05	126	10.5	185	2.2
専門的・技術的職業	1.31	▲0.05	16,309	▲5.1	12,486	▲1.0
開発・製造技術者	0.83	▲0.04	445	▲13.8	535	▲10.2
建築・土木・測量技術者	4.73	▲0.18	3,015	1.2	637	4.9
情報処理・通信技術者	0.79	▲0.04	1,101	5.7	1,388	10.3
医師・薬剤師等	1.48	▲0.79	429	▲25.1	289	14.7
看護師・保健師等	1.28	0.01	4,061	0.3	3,178	0.0
医療技術者、栄養士等	1.62	▲0.02	2,139	▲3.3	1,323	▲1.9
保育士、福祉相談員等	1.64	▲0.15	4,210	▲11.4	2,568	▲3.4
事務的職業	0.32	▲0.05	6,589	▲13.5	20,827	1.7
一般事務員	0.26	▲0.05	4,675	▲13.6	17,662	1.5
会計・経理事務員	0.51	▲0.14	636	▲18.9	1,241	2.1
営業・販売事務員	1.16	0.02	566	▲1.9	487	▲3.4
販売の職業	1.33	▲0.14	5,632	▲15.1	4,242	▲6.3
販売店員、訪問販売員	1.19	▲0.11	3,396	▲18.4	2,843	▲11.1
保険外交員、サービス外交員	1.37	▲0.25	147	▲8.1	107	8.1
営業員	1.62	▲0.26	2,089	▲9.7	1,292	5.2
サービスの職業	1.91	▲0.28	17,869	▲11.1	9,355	1.9
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.89	▲0.22	8,361	▲3.4	2,895	4.2
看護助手、歯科助手等	2.32	▲0.48	1,128	▲14.2	486	3.4
調理人、調理見習	1.65	▲0.50	3,931	▲21.2	2,384	2.9
給仕、接客サービス員	1.64	▲0.18	2,631	▲9.7	1,601	0.2
マンション、駐車場等管理人	0.34	▲0.15	234	▲30.4	683	0.0
保安の職業	3.28	▲0.07	2,390	▲4.7	728	▲2.8
警備員	3.26	▲0.04	2,338	▲4.8	718	▲3.5
農林漁業の職業	1.38	▲0.09	1,088	▲3.3	789	3.4
生産工程の職業	1.97	▲0.04	6,404	▲1.1	3,255	1.0
生産機械制御・監視員	1.60	0.10	199	▲3.4	124	▲9.5
金属加工、溶接・溶断工	2.41	0.01	868	8.8	360	8.4
その他の製造加工作業員	1.58	▲0.08	2,566	▲4.8	1,620	▲0.2
機械組立工	1.75	0.37	326	10.1	186	▲13.5
整備工・修理工	4.22	▲0.25	1,932	▲3.1	458	2.7
製品検査工	2.00	0.28	180	27.7	90	9.8
塗装、CADオペレーター	0.80	▲0.10	333	▲4.0	417	7.8
輸送、機械運転の職業	1.63	▲0.17	5,406	▲7.9	3,325	2.2
自動車運転手	1.87	▲0.20	4,069	▲6.3	2,173	3.4
ボイラー・建設機械運転工	1.32	▲0.09	1,139	▲6.4	864	0.0
建設・採掘の職業	3.89	▲0.18	5,786	▲0.4	1,489	4.3
型枠大工、とび工	6.97	0.78	1,039	2.4	149	▲9.1
大工・左官	3.17	▲0.18	1,248	▲3.1	394	2.3
電気工事、電気配線工	2.91	▲1.09	892	▲11.6	307	21.8
建設・土木作業員	4.07	0.09	2,590	4.7	637	2.4
運搬・清掃・包装の職業	0.52	▲0.10	5,862	▲16.7	11,233	▲0.5
運搬、配達、倉庫作業員	0.87	▲0.43	1,591	▲30.4	1,834	4.4
清掃作業員	1.04	▲0.16	2,601	▲8.4	2,513	6.6
包装作業員	1.18	▲0.49	207	▲31.0	175	▲2.8
選別作業員、軽作業員	0.22	▲0.01	1,463	▲9.4	6,711	▲4.1

10 新規求人(新規学卒を除く常用計)のうち正社員求人の割合

(単位:人、%)

	R07年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08年 1月	2月	3月	4月	5月	対前年 増減率(差)
新規求人数	27,283	27,547	28,011	25,352	26,618	29,695	22,920	23,554	26,992	25,331	26,902	27,766	23,478	▲13.9
正社員求人	14,416	14,767	15,311	13,511	14,145	15,668	12,454	13,360	15,006	13,700	14,444	15,123	12,898	▲10.5
占める割合	52.8	53.6	54.7	53.3	53.1	52.8	54.3	56.7	55.6	54.1	53.7	54.5	54.9	2.1
正社員求人以外	12,867	12,780	12,700	11,841	12,473	14,027	10,466	10,194	11,986	11,631	12,458	12,643	10,580	▲17.8
占める割合	47.2	46.4	45.3	46.7	46.9	47.2	45.7	43.3	44.4	45.9	46.3	45.5	45.1	▲2.1

11 産業別の正社員の新規求人数と新規求人に占める割合

(単位:人、%)

産 業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R08年5月	R07年5月	増減率	R08年5月	R07年5月	増減差
AB 農林漁業	196	204	▲3.9	63.0	56.8	6.2
C 鉱 業	22	21	4.8	95.7	95.5	0.2
D 建 設 業	2,741	2,944	▲6.9	84.8	87.2	▲2.4
E 製 造 業	840	1,058	▲20.6	55.9	58.6	▲2.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	20	7	185.7	66.7	41.2	25.5
G 情報通信業	229	272	▲15.8	83.6	80.5	3.1
H 運輸業、郵便業	939	1,444	▲35.0	70.1	74.9	▲4.8
I 卸売業、小売業	1,505	1,711	▲12.0	57.8	53.9	3.9
J 金融・保険	75	103	▲27.2	65.8	65.2	0.6
K 不動産	145	204	▲28.9	43.5	49.8	▲6.3
L 学術研究	330	336	▲1.8	65.1	62.8	2.3
M 宿泊業、飲食サービス業	684	724	▲5.5	37.6	34.0	3.6
N 生活関連・娯楽	185	259	▲28.6	49.3	50.9	▲1.6
O 教育・学習	106	108	▲1.9	33.8	29.8	4.0
P 医療、福祉	3,738	3,795	▲1.5	49.8	46.1	3.7
Q 複合サービス	56	57	▲1.8	63.6	41.6	22.0
R サービス業(他に分類されないもの)	920	1,090	▲15.6	33.9	32.5	1.4
ST 公務・その他	167	79	111.4	41.4	17.8	23.6
合 計	12,898	14,416	▲10.5	54.9	52.8	2.1

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

12 正社員の有効求人倍率の推移

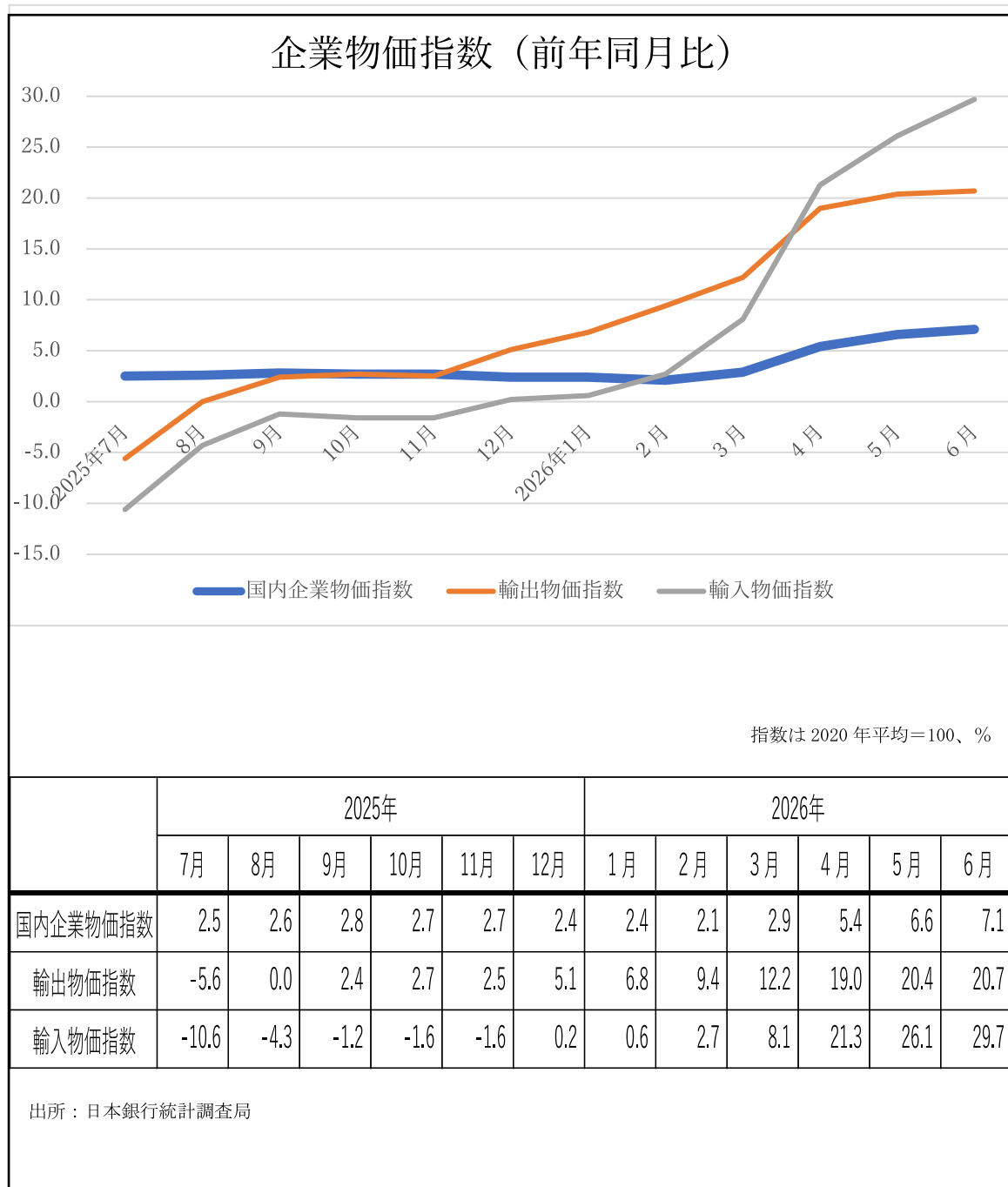


(単位:倍、ポイント)

区 分	R07年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	R08年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
北 海 道	0.81 (0.05)	0.81 (0.04)	0.83 (0.03)	0.82 (0.02)	0.82 (0.00)	0.82 (0.00)	0.83 (▲0.01)	0.84 (▲0.04)	0.80 (▲0.04)	0.81 (▲0.03)	0.80 (▲0.03)	0.76 (▲0.04)	0.75 (▲0.06)
全 国	0.98 (0.04)	0.98 (0.02)	1.00 (0.01)	0.99 (▲0.01)	1.00 (▲0.01)	1.00 (▲0.03)	1.02 (▲0.04)	1.06 (▲0.05)	1.04 (▲0.04)	1.02 (▲0.05)	0.99 (▲0.06)	0.95 (▲0.04)	0.94 (▲0.04)

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 下段()内は対前年同月差。

企業物価指数



消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移

- 「生鮮食品」を除き、食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率は、持家帰属家賃を除く総合を上回って推移している。
- 北海道の物価指数の上昇率は、全国よりも高くなっている。

(単位：％)

		2025（令和7）年			2026（令和8）年						2025年10月～ 2026年5月平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
食 料	全 国	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5		4.5
	北海道	6.6	7.5	5.7	4.5	5.7	4.7	3.9	4.5		5.4
	札幌市	6.1	6.7	5.0	4.3	5.6	4.7	3.7	3.9		5.0
	生鮮食品	全 国	2.2	1.5	-2.7	-6.9	-4.5	-4.8	0.3	3.5	-1.4
		北海道	4.4	7.6	1.8	-3.3	-0.2	-2.2	0.6	5.0	1.7
		札幌市	2.1	5.7	-0.1	-3.5	1.2	-1.7	0.4	3.2	0.9
	生鮮食品を除く食料	全 国	7.2	7.0	6.7	6.2	5.7	5.2	4.1	3.5	5.7
		北海道	7.0	7.5	6.6	6.3	7.0	6.2	4.6	4.4	6.2
		札幌市	6.9	6.9	6.1	6.1	6.6	6.1	4.4	4.1	5.9
	穀類	全 国	16.8	15.8	14.7	12.0	7.3	3.5	1.2	-0.9	8.8
		北海道	11.6	12.5	11.8	11.4	9.6	6.8	5.7	4.9	9.3
		札幌市	12.2	13.2	13.5	12.8	10.0	8.1	6.6	4.4	10.1
	（参考）持家の帰属家賃を除く総合	全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.1
		北海道	3.5	4.0	3.0	2.2	2.3	2.4	2.1	2.5	2.8
		札幌市	2.8	3.5	2.7	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.5

資料No.8①

資料出所：総務省「消費者物価指数」

(注) 「2025年10月～2026年5月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移（北海道・札幌市）

（単位：％）

		2025（令和7）年			2026（令和8）年						2025年10月 ～2026年5月 平均	2024年10月 ～2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入（全国）		3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5		1.0	4.2
穀類	北海道	11.6	12.5	11.8	11.4	9.6	6.8	5.7	4.9		9.3	22.0
	札幌市	12.2	13.2	13.5	12.8	10.0	8.1	6.6	4.4		10.1	20.3
魚介類	北海道	4.9	9.1	8.0	8.8	10.2	6.1	3.3	5.6		7.0	1.6
	札幌市	4.1	9.5	8.5	11.0	13.6	7.9	5.0	6.7		8.3	0.0
肉類	北海道	2.7	5.8	4.5	1.7	3.9	3.0	3.3	4.7		3.7	7.7
	札幌市	2.6	2.8	2.0	0.9	2.2	2.7	0.9	1.4		1.9	7.6
乳卵類	北海道	5.0	5.1	8.3	7.7	8.0	6.1	8.1	6.3		6.8	0.0
	札幌市	3.2	2.5	7.1	5.6	7.1	4.6	7.8	4.5		5.3	-1.3
野菜・海藻	北海道	5.7	5.2	-0.3	-6.9	-3.3	-5.6	0.0	3.7		-0.2	10.8
	札幌市	2.6	2.0	-3.6	-8.9	-3.3	-6.0	-1.2	2.2		-2.0	10.0
果物	北海道	4.3	3.5	-0.7	-5.0	-4.2	-2.4	-1.7	0.7		-0.7	9.4
	札幌市	4.5	2.6	-0.7	-3.5	-5.5	-1.8	-0.8	-1.1		-0.8	8.4
菓子類	北海道	10.1	12.4	11.6	13.3	13.8	12.3	10.0	9.3		11.6	2.5
	札幌市	11.2	12.5	12.1	13.4	13.5	11.7	9.3	9.6		11.7	1.9
調理食品	北海道	7.6	6.9	3.4	4.2	6.3	7.3	5.1	5.4		5.8	5.8
	札幌市	8.1	7.0	2.9	4.0	6.0	7.3	5.0	5.3		5.7	5.6
飲料	北海道	11.2	12.2	9.6	9.4	11.2	13.3	10.7	12.3		11.2	8.2
	札幌市	12.0	12.8	10.3	10.2	12.0	13.6	10.7	12.4		11.8	8.6
家事用消耗品	北海道	3.3	2.0	3.5	3.7	3.3	3.1	1.0	3.3		2.9	2.3
	札幌市	3.8	1.7	3.4	3.8	3.6	2.9	1.1	3.2		2.9	2.7
保健医療サービス	北海道	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.6	-0.6		-0.2	1.0
	札幌市	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.6	-0.6		-0.2	1.0
自動車等関係費	北海道	5.1	4.5	2.5	-0.3	0.6	3.1	1.2	1.9		2.3	2.5
	札幌市	4.5	4.3	2.4	0.0	1.4	3.3	1.5	1.7		2.4	2.2

資料No.8②

資料出所：総務省「消費者物価指数」

（注）「2025年10月～2026年5月平均」及び「2024年10月～2025年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

倒産件数の推移（全国・北海道）

資料No. 9

	全国		北海道	
	実数（件）	前年比（％）	実数（件）	前年比（％）
平成26年	9,371	-10.4	301	-1.0
平成27年	8,812	-9.4	279	-7.3
平成28年	8,446	-4.2	268	-4.0
平成29年	8,405	-0.5	277	3.4
平成30年	8,235	-2.0	231	-16.6
令和元年	8,383	1.8	212	-8.2
令和2年	7,773	-7.3	175	-17.5
令和3年	6,030	-22.4	139	-20.6
令和4年	6,428	6.6	214	54.0
令和5年	8,690	35.1	269	25.7
令和6年	10,006	15.1	280	4.1
令和7年1月	840	19.8	17	-10.5
令和7年2月	764	7.3	22	22.2
令和7年3月	853	-5.9	17	-39.3
令和7年4月	828	5.7	26	30.0
令和7年5月	857	-15.1	24	-20.0
令和7年6月	848	3.4	23	-8.0
令和7年7月	961	0.8	27	-20.6
令和7年8月	805	11.3	22	10.0
令和7年9月	873	8.2	22	4.8
令和7年10月	965	6.2	24	-17.2
令和7年11月	778	-7.5	23	35.3
令和7年12月	928	10.2	27	42.1
令和7年 合計	10,300	2.9	274	-2.1
令和8年1月	887	5.6	17	0.0
令和8年2月	851	11.4	25	13.6
令和8年3月	924	8.3	20	17.6
令和8年4月	883	6.6	41	57.7
令和8年5月	780	-9.0	23	-4.1
令和8年6月	1,021	20.4	25	8.7
令和8年 小計	5,346	7.1	151	17.1

資料出所：東京商工リサーチ調べ

価格転嫁状況等

資料No.10

○価格転嫁状況

発注企業の所在地ごとに集計

	2026年3月		2025年9月	
	転嫁率	ランク	転嫁率	ランク
北海道	60.2%	2 位	55.5%	7 位
全国	54.2%		53.5%	

受注企業ごとに集計

	2026年3月		2025年9月	
	転嫁率	ランク	転嫁率	ランク
北海道	60.0%	2位	55.3%	5 位
全国	54.2%		53.5%	

注：中小企業庁「価格交渉月間 フォローアップ調査結果」から作成

○労務費転嫁指針の都道府県別認知度

	認知度
北海道	55.1%
回答者全体	59.6%

注：公正取引委員会「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査別紙」から作成

○（参考）法人企業統計調査 四半期別調査結果

売上高経常利益率【資本金10億円以上（金融業、保険業を除く） 全産業】

令和7年 1～3月期	令和7年 4～6月期	令和7年 7～9月期	令和7年 10～12月期	令和8年 1～3月期
5.4	9.9	6.3	6.8	4.3

注：「北海道財務局管内主要企業の動向」から作成